

地域で撃退
悪質業者

事例

3日前、「近所で屋根の工事をしている」と言って業者が来た。「無料で屋根の点検をしてあげる」と優しく言われ、無料ならと思い依頼した。業者は屋根に登り点検を終え、スマホで撮った写真を見せてきた。「屋根が浮いて瓦もずれている。早く修理しないと、家がダメになる。今日契約すれば安くする」と言っただけで50万円の屋根工事契約をした。後日、「近所さんと話をしていたら「最近、全く同じ話を聞いた。大丈夫か」と言われ不審に思った。解約したい。」

無料点検をきっかけに工事などを勧めてくる点検商法の相談が消費生活センターへ寄せられています。自ら屋根に登って点検することができない高齢者がターゲットにされており、特定

の業者が特定の地域を集中的に訪問していた、屋根の写真が偽物だったという相談もありました。

点検商法は、契約書を受け取ってから8日間はクリーニング・オフをすることができません。事例では、近所の人との雑談がきっかけで点検商法と気づき、8日以内に、はがきを出して無事クリーニング・オフをすることができました。しかし、クリーニング・オフ期間を過ぎると簡単に解約はできません。

高齢者は孤立しがちです。トラブルの未然防止のために、高齢者自身も、地域主催の行事に参加して介護関係者や民生委員などとつながりを持つことや、隣近所や町内会と交流を図ることが重要です。

見守りがしつかりできている地域は悪質業者に狙われにくいものです。地域の人も「気付き」と「声掛け」で高齢者を守り、安全で安心して住める町にしていきたいしょう。おせっかいでも「大丈夫ですか」の一声を。

消費生活センター

TEL 6319・1000
FAX 6319・1500